定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月九日

愛知県豊田市逢妻町四丁目九二番地一

株式会社ジャスティス

代表取締役　村雲　計博

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月九日

名古屋市中川区好本町三丁目一〇番地

株式会社日本コンタクトレンズ

代表取締役　水谷　純

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年五月九日

神戸市東灘区住吉南町四丁目四番三三号

白栄物流システム株式会社

代表取締役　橋本　晶

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十八年五月九日

佐賀県鹿島市大字納富分九五四番地四

盛永建設株式会社

代表取締役　盛永　伸一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年六月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月九日

宮崎県小林市細野二一二三番地一

株式会社小林青果市場

代表取締役　植木　清文

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である横山公一が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年五月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ホワイトホーン・リミテッド

日本における代表者　横山　公一

株式等売渡請求につき株券等提出公告

当社の特別支配株主である株式会社木下ホールディングスより株式等売渡請求があり、当社はそれを承認いたしましたので、売渡請求の対象となる当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十八年六月十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十八年五月九日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

新宿アイランドタワー八階

株式会社木下の介護

代表取締役　佐久間大介

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000282/nb8i/

平成二十八年五月九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ジャパン・アセット・トゥエルブ・ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十六億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000296/nwy0/

平成二十八年五月九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

グローバル・アセット・トゥエンティス

リー・ホールディング特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十三億七千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000345/oxh5/

平成二十八年五月九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

茅ヶ崎ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億七千九百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年三月二十九日

掲載頁　一七七頁（号外第七十号）

平成二十八年五月九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

ＧＯＰ２特定目的会社

取締役　泉部　充

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十七年十二月十六日（号外第二百八十一号）公布国土交通省令第八十三号（建設業法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
一八	下	終りから一三	三年以上の実務経験	三年以上実務経験
一九ページ上段一八行目から二〇行目は次のとおりの誤り。				
第七条の五中「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の」を削り、同条第二号中「第七条の十五」を「登録を受けようとする試験と種目を同じくする試験について第七条の十五」に改め、同条第三号中「登録地すべり防止工事試験事務」を「登録技術試験事務」に改める。				
二〇	下	終りから五	「有する」	「氏名及びその有する」
二六	上	一	第十一の二	第十一号の二
〃	下	一三	あった	あつた
二六ページ下段終りから七行目から三行目は次のとおりの誤り。				
別記様式第二十一号中「登録地すべり防止工事試験の名称」を「登録技術試験の名称」に「第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録地すべり防止工事試験」を「第七条の四第一項の登録技術試験のうち、（登録技術試験の種目）」に、「登録地すべり防止工事試験実施機関」を「登録技術試験実施機関」に改める。				
二六	下	終りから二	様式	別記様式
二七	下	一	別記様式	様式
二七	〃	一	別紙	別記
三〇	様式第二十五号の五中	三	あっては	あつては
三二	下	終りから一五	なった	なつた
平成二十八年四月二十一日外務省告示第百三十七号（千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書への締約国の追加に関する件）（原稿誤り）				
四	下	終りから八	平成二十二年三月四日外務省告示第九十一号よりの追加	平成二十二年八月十三日外務省告示第三百七十五号よりの追加
四ページ下段終りから六行目を削除する。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月九日付第一〇一号六四ページ●同日付第一〇二号五一二ページ●同日付政府調達第八四号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月〔六四一円（本体一、五二〇円）〕　本号一部〔一四〇円（本体一三〇円）〕（配送料別）